

令和6年度地域共生再生可能エネルギー発電設備

導入実態調査事業

(地域共生再生可能エネルギー発電設備導入状況実態調査)

報告書

令和7年3月31日

一般社団法人 構造耐力評価機構

< 目次 >

1 はじめに.....	1
1.1 事業概要	1
1.1.1 本事業の背景及び目的	1
1.2 本事業の実施方法	1
1.2.1 現地調査対象地域の選定.....	1
1.2.2 調査項目の設定	1
1.2.3 現地調査.....	2
1.2.4 再エネ特措法に基づく事業計画の内容等との審査・分析業務.....	2
1.2.5 不適切事案のプッシュ型情報提供の実施.....	2
1.2.6 不適切案件対応の進捗管理について.....	2
2 太陽光発電設備の調査項目	3
2.1.1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法関連の調査項目	3
2.1.2 その他法令に関する調査項目.....	5
3 現地調査の実施.....	5
4 おわりに.....	5

1 はじめに

1.1 事業概要

1.1.1 本事業の背景及び目的

カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギー発電設備（以下、「再エネ設備」という。）の更なる導入が期待されている。現に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法のもと、2012年（平成24年）7月1日から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電事業を中心に安全面、防災面、景観や環境への影響が全国各地で顕在化している。今後、更なる再生可能エネルギーの導入にはこうした懸念を払拭することが必要である。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）、再エネ特措法施行規則及び事業計画策定ガイドラインに基づき、事業計画の認定を受ける再エネ発電事業者が発電事業を実施するに当たって遵守すべき事項及び推奨される事項が定められており、法令違反時には指導、改善命令及び認定取消しを行うことが規定されている。

他方で、現在、事業計画の認定後に適正に事業が行われているか等を行政職員が確認するためには、状況に応じて現地に赴く必要があるが、全国約70万件あるFIT認定を受けて導入された太陽光発電設備（10kW未満の住宅用を除く。）、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備のすべてに対して現地調査を実施することは、現実的に困難である。

本事業では、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度等による再生可能エネルギー電気の買取が適切に行われるよう、再生可能エネルギー発電設備（以下「認定設備」という。）やその周辺の現地調査等を行い、そこで把握した情報について、再エネ特措法に基づく事業計画の内容と一致しているか、また、認定基準や条例を含む関係法令の遵守ができているか、調査分析、再エネ特措法における認定基準違反や、関係法令違反が疑われる案件を洗い出し、これまで導入された再生可能エネルギー発電設備がどのような違反ないしその疑いがあるのかを特定することを目的とする。加えて、現地調査等を通じて、法令違反状態等を確認の上、地方経済産業局、保安監督部、関係省庁、自治体に対し必要に応じてプッシュ型で情報提供を行うことで、不適切な再生可能エネルギー設備を改善し、長期安定的な事業運営が確保される環境をさらに構築することを目的とする。

1.2 本事業の実施方法

1.2.1 現地調査対象地域の選定

調査対象設備地域及び設備の選定はトラブルに関する報道、災害リスクが高いなどのトラブルが起きやすい地域やエリア内にある認定設備の件数などを調査対象とした。調査は合計1300件以上の認定設備を対象に行った。

1.2.2 調査項目の設定

調査項目は再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び事業計画策定ガイドライン（太陽光）等

をもとに内容を整理した。再エネ特措法、その他関係法令は電気事業法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等について確認できる項目を設定した。これらの調査項目は資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課（以下、「新エネルギー課」とする。）と相談した上で確定した。

1.2.3 現地調査

1.2.1 で決定した調査対象の発電設備について再エネ特措法、その他関連法令への遵守状況を確認するために現地調査を行った。

1.2.4 再エネ特措法に基づく事業計画の内容等との審査・分析業務

現地調査結果等については、その調査内容に応じて専門家による分析及び評価を実施し、再エネ特措法や他の関係法令における懸念点の有無等について整理した。

1.2.5 不適切事案のプッシュ型情報提供の実施

現地調査及び分析結果等を通じて、不適切な事案や懸念があることが判明した設備については、各地方経済産業局が認定事業者及び保安監督部、関係省庁、自治体などへ情報提供するための資料作成に関する補助を実施した。

1.2.6 不適切案件対応の進捗管理について

現地調査及び分析結果から各地方経済産業局が認定事業者及び保安監督部、関係省庁、自治体などに指導・助言等及びプッシュ型情報提供を行った設備の進捗状況等をリアルタイムで新エネルギー課及び各地方経済産業局が把握できるような環境を整備した。

本事業では 2025 年 3 月 14 日時点での各地方経済産業局の実績について進捗管理し、その進捗状況について整理した。

2 太陽光発電設備の調査項目

2.1.1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法関連の調査項目

太陽光発電設備の再エネ特措法関連の調査項目は再エネ特措法、再エネ特措法施行規則、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の要求事項に対して、外観調査で不備の懸念があるかを確認できる内容とした。再エネ特措法関連の調査項目は大きく 5 つ（1. 標識の確認、2. 柵塀の確認、3. 地盤に関する確認、4. 構内状況の確認、5. 低圧設備の自家消費の確認）に分割し、その 5 項目をさらに細分化した調査項目を設定した。ここでは主要な調査項目として 1. 標識の確認と 2. 柵塀の確認について表 2.1.1-1 に示す。

表 2.1.1-1 現地調査の主要な調査項目（再エネ特措法関連）

主要な調査項目		根拠
I 標識に関する確認	I. 標識の設置	<u>再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 5 号</u> 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設けるものは除く。
	II. 標識の記載項目	<u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第 2 章第 2 節 4 ②</u> 出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見やすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。[再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 5 号] ---以下省略---
	III. 標識の材料	<u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第 2 章第 2 節 4 ②</u> 標識は、…風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見やすい位置に取り付けること。
	IV. 標識の破損や外れ	<u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第 2 章第 2 節 4 ②</u> 強風等で標識が外れることがないように設置すること。

	V. 標識の設置位置	<p><u>再エネ特措法施行規則第5条第1項第5号</u></p> <p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設けるものは除く。</p> <p><u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4②</u></p> <p>再エネ特措法では、再生可能エネルギー発電事業者（出力20kW未満の太陽光発電事業者を除く。）に対して、発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側から見えやすい場所に標識を掲示することを求めている。</p>
	VI. 標識の大きさ	<p><u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4②</u></p> <p>標識の大きさは縦25cm以上×横35cm以上とする。</p>
	VII. 自治体の関連条例	<p><u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4②</u></p> <p>屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、関連条例の規定に従い、標識を掲示すること。</p>
2 柵塀に関する確認	I. 柵塀の設置	<p><u>再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号</u></p> <p>当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該再生可能エネルギー発電設備が、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。</p>
	II. 発電設備と柵塀の距離	<p><u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4④</u></p> <p>発電設備が地絡などの異常状態にある場合には、第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性がある。そのため、再エネ特措法において、この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずることが認定基準となっている。これらの危険を防止するためには、発電設備の周囲に柵や塀などを設置し、容易に第三者が発電設備に近づくことがないよう適切な措置を講ずることが必要である。</p>
	III. 柵塀の仕様	<p><u>事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4④</u></p> <p>柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕</p> <p>柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。</p>

IV. 柵塀の高さ	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4④ 構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕
V. 柵塀の施錠	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）第2章第2節4④ また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕

2.1.2 その他法令に関する調査項目

その他法令に関する調査項目として電気事業法関連の主要な調査項目を抜粋して表に示す。

表 2.1.2-1 現地調査の主要な調査項目（電気事業法関連）

主要な調査項目	根拠
I. 支持物（基礎・架台）の倒壊、破損、変形	<u>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令第三条</u> 太陽電池発電所を設置するに当たっては、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。
II. 支持物（基礎・架台）の腐食	<u>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令第四条第三号</u> 支持物を構成する各部材は、前号に規定する許容応力度を満たす設計に必要な安定した品質を持つ材料であるとともに、腐食、腐朽その他の劣化を生じにくい材料又は防食等の劣化防止のための措置を講じた材料であること。
III. モジュールの割れ	<u>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令第三条</u> 太陽電池発電所を設置するに当たっては、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。
IV. 敷地外への土砂流出やその痕跡	<u>発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令第五条</u> 支持物を土地に自立して施設する場合には、施設による土砂流出又は地盤の崩壊を防止する措置を講じなければならない。

3 現地調査の実施

太陽光発電設備及び風力発電設備 1309 件の立入及び外観調査を実施し、報告書を作成後、各地方経済産業局に提出した。

4 おわりに

本事業では再生可能エネルギー設備の認定事業者が事業計画の認定後において適正な事業運営を行っているかを確認することを目的として、災害リスクが高いなどトラブルが起きやすい地域にある認定設備を対象に抽出し、1309 件の現地調査を行った。

現地調査では、新エネルギー課と協議したうえで再エネ特措法や電気事業法等の関係法令の遵守状況について設備の外観から確認することができる調査項目及びその判断基準を設定し、調査対象設備の評価を行った。

現地調査の結果から不備の懸念がある設備に対しては、指導・助言等事項があるとして通知書（案）を作成した。これらをもとに各地方の経済産業局が各設備に対して通知書を作成し、認定事業者への通知またはその他関係機関へのプッシュ型の情報提供を行った。各地方経済産業局が通知書を送付した設備の進捗管理は当機構が行い、新エネルギー課と状況等をリアルタイムで共有できるようにした。

また、本事業を継続するうえで、改善すべき項目を以下に示す。

- ・ 本事業で調査対象とした設備が私道及び私有地の先にあり、詳細な調査を行うことができないものがいくつかあったため、調査対象を選定する際は事前に調査の可否を確認する必要がある。
- ・ 本事業では私道及び私有地の先の設備は調査できなかったが、これらの設備にも第三者への潜在的リスクが懸念されるため、これらの設備についても調査を行うことができる体制を検討することが望ましい。